

## P I 外環沿線協議会 規約

### 【名称について】

(1) 本会は、「P I 外環沿線協議会」（以下「沿線協議会」という）と称する。

### 【趣旨について】

(2) この規約は、別紙 1 の「P I 外環協議会（仮称）設立に向けた確認内容」を踏まえ、沿線協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【目的について】

(3) 沿線協議会は、東京外かく環状道路（関越道～東名高速）（以下「外環」という）について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・インボルブメント（P I）\*方式で話し合うことを目的とする。

### 【位置づけについて】

(4) 沿線協議会は、結論を出すことを目的とするのではなく、沿線 7 区市の関係者、地元自治体、国土交通省、東京都の話し合いの場とする。

### 【話し合い内容について】

(5) 沿線協議会は、外環計画の必要性の有無（効果と影響）及び、外環計画の内容、その他の必要な事項について話し合いを行う。

### 【構成について】

(6) 沿線協議会は、関係者、地元自治体、国土交通省、東京都をもって構成し、協議員は別紙 2 の通りとする。

### 【協議員の任期について】

(7) 協議員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

### 【事務局について】

(8) 沿線協議会の事務局は、当面、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。

### 【沿線協議会の運営について】

(9) ①沿線協議会には、進行役を置く。  
②沿線協議会の運営に関して、その他必要な事項は、別途運営細則を定める。

### 【沿線協議会の公開について】

(10) 沿線協議会は、公開するものとする。

### 【補則について】

(11) この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、沿線協議会に諮り定める。

附 則 この規約は平成 14 年 6 月 20 日から施行する。